

医療法人社団平成会桜井病院居宅介護支援事業所運営規程

(目 的)

第1条 医療法人社団平成会桜井病院（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の運営方針は次の通りとする。

- 1、被保険者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
- 2、被保険者の要介護認定等に係る申請に対し、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認しその支援も行う。
- 3、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合かつ効果的に介護計画を提供されるように配慮し努める。
- 4、新川地域介護保険組合から、要介護認定調査の委託を受けた場合はその知識を有するよう研鑽を行い公正、中立、さらに利用者に対し正しい調査を行う。
- 5、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に偏することのないよう公平中立に行う。

(名 称)

第3条 この事業所は医療法人社団平成会桜井病院という。

(事業所の所在地)

第4条 この事業所は、黒部市荻生6675番地の5に設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、医療法人社団平成会桜井病院とする。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所の職務及び職員は、次の通りとする。

- 1、管理者 1名(主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務
事業所を代表し業務の総括の任に当たる。
- 2、介護支援専門員 1名以上
(イ) 第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
(ロ) 利用者44名又はその端数を増すごとに1名を標準とする。

(営業日及び営業管理)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1、営業日
毎週月曜日から土曜日までとし、国民の祝日及び12月30日から翌年1月3日までの年末年始と8月14日から16日のお盆休みを 特別休暇とする。但し、休日であっても他の者が変わって相談業務を行う。
- 2、営業時間
営業時間は、午前8時30分から5時15分（月曜日～金曜日）午前8時30分から午後12時30分（土曜日）とする。但し、これ以外の時間については他の職員が相談業務を行う。

(居宅介護支援事業の業務提供方法)

第8条 当事業所の業務提供方法は次の通り行う。

- 1、管理者は介護支援専門員に身分を証明する書類を携行させ初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
事業者は、被保険者の介護認定にあたっては、その者の提示する被保険者証の確認を行う、又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は被保険者資格と要介護認定の有無、及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 3、介護認定における関係市町村からの委託調査については、調査の留意事項に精通し、住民に公平、中立で正確な調査を行う。
- 4、要介護認定を受けた者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われるように必要な支援をする。
- 5、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたり、利用者及びその家族の意思を尊重し、保健医療サービス等の様々なサービスを含め、総合的、効果的な計画の作成を行い、利用者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- 6、事業所は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。
- 7、事業者は、次のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。
 - ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - ②偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(居宅介護支援の内容)

第9条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとする。

1、居宅サービス計画の作成

(居宅サービス計画の担当設置)

管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(利用者等への情報提供)

居宅サービス計画の作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し該当地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又は、その家族がサービスの選択を可能となるように支援する。

(利用者の実態把握)

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力提供をうけているサービス等、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにして、利用者が自立した日常生活を営む事が出来るように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

(居宅サービス計画の原案作成)

介護支援専門員は、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、該当地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(サービス担当者会議)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議を招集し又は照会を行う等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(利用者の同意)

介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容費用について説明し、文書により同意を得る。

2、サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は居宅サービス計画作成後においても利用者及び家族、指定サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の課題把握を行い必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3、介護保険施設の紹介等

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営む事が困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行う。介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行出来るよう予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画作成については、利用者その家族から一切の費用負担を受け取らない。但し、通常の事業実施地域外からの利用者の要請があった場合は、交通費として実施地域を超えた地点から40円/kmの支払いを利用者から受けることが出来る。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の事業実施地域については、黒部市内とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待防止のための措置に関する事項は次の通りとする。

- 1、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 2、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の適正化の推進)

第13条 身体拘束等の適正化の推進については次の通りとする。

- 1、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事故発生時の対応は次の通り行う。

- 1、介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 個人情報の保護については次の通りとする。

- 1、事業所は、事業所の介護支援専門員やその他の職員は、その事実上知り得た利用者等の秘密を現職時、退職後も漏らしてはならない。又、その必要な措置を講ずるものとする。
- 2、個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者若しくはその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第16条 苦情処理は以下の通り行う。

- 1、事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2、市町村、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための「業務継続計画」と策定し、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

- 1、事業所の会計は、その他の会計と区別し毎年8月1日から翌年7月31日の会計期間とする。
- 2、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、事業所の見えやすい場所に書面掲示、かつ、ウェブサイトに掲載、公表することとする。
- 3、介護支援専門員は、特定の居宅サービス事業者等によるサービス提供を利用者に強要及び、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 4、居宅サービス計画、サービス担当者会議、その他指定居宅介護支援事業の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5、事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとする。
(イ) 採用時研修、採用後2か月以内
(ロ) 継続研修 年1回以上
- 6、事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で会って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講ずるものとする。
- 7、この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団平成会桜井病院が定めるものとする。

(附 則)

この規定は、平成11年11月1日から施行する。

この規定は、平成27年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。